

「いきいき集落」活動支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

— 県 —

事業の目的・概要

集落の課題について集落住民自らが考え、行動するという意識の醸成を図るとともに、地域活性化に意欲的に取り組む集落を支援することにより、住民発意による元気な集落づくりを推進するため。

事業実施主体

「いきいき集落」に認定された集落
 ※ 「いきいき集落」とは、中山間地域において、住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落のうち、「いきいき集落」に応募し、県が認定した集落。

対象事業等

- 「いきいき集落」が集落住民の総意で決定した次に定めるような事業。
- ① 生活環境の整備に関する事業
 - ② 景観の美化、景観の維持に関する事業
 - ③ 地域行事、伝承行事に関する事業
 - ④ 文化活動及び学習活動に関する事業
 - ⑤ 都市住民等との交流に関する事業
 - ⑥ 健康づくりや生きがい対策に関する事業
 - ⑦ 高齢者の見守り活動等に関する事業
 - ⑧ 地域の特色ある農産物の生産、加工、販売等に関する事業
 - ⑨ 情報発信に関する事業
 - ⑩ その他知事が適当と認める事業

補助内容

上記の補助対象事業を行う際に要する基本的な経費を補助
 補助率は補助対象経費の3/4以内(上限10万円)

県内事例

平成21年度	11市町村の23集落	(いきいき集落支援事業)
平成22年度	9市町村の14集落	(")
平成23年度	9市町村の14集落	(")
平成24年度	14市町村の28集落	(「いきいき集落」活動支援事業)
平成25年度	14市町村の38集落	(")
平成26年度	14市町村の41集落	(")
平成27年度	14市町村の37集落	(元気な集落づくり支援事業)
平成28年度	13市町村の37集落	(「いきいき集落」活動支援事業)
平成29年度	14市町村の36集落	(")

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2225
-------	-----------------------------------	------	-------------------

新たな集落間連携支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

少子高齢化等による中山間地域での集落機能の低下に対し、住民が安心して地域に住み続けるようにするため、住民が主体的に取り組む集落づくりを基本として、複数の基礎集落が相互に連携・協力する集落間連携を促進することにより、集落の維持・活性化を図る。

事業実施主体

- (1) 集落間連携協定を締結した基礎集落
- (2) 2以上の基礎集落で構成された「いきいき集落」
- (3) 2以上の基礎集落が構成員となる地域運営組織

対象事業等

- 事業実施主体が、新たに取り組む事業のうち次の事業が対象。
- (1) 基礎集落が個別に行う事業のため共同で利用する機材の購入等に関する事業
 - (2) 基礎集落が共同して行う事業
 - (3) 地域運営組織の立ち上げに向けた事業
 - (4) その他集落間連携の促進に資するものとして知事が適当と認める事業
- ※ (1)、(2)においては、次に定める事業が対象。
- ① 生活環境の整備に関する事業
 - ② 景観の美化、景観の維持に関する事業
 - ③ 地域行事、伝統行事に関する事業
 - ④ 文化活動及び学習活動に関する事業
 - ⑤ 都市住民等との交流に関する事業
 - ⑥ 健康づくりや生きがい対策に関する事業
 - ⑦ 高齢者の見守り活動等に関する事業
 - ⑧ 地域の特色ある農産物の生産、加工、販売等に関する事業
 - ⑨ 情報発信に関する事業
 - ⑩ その他知事が適当と認める事業

補助内容

補助額は定額（補助額は、算出した金額の千円未満は切り捨てた額とし、50万円を限度額とする。）

県内事例

平成28年度 5市町村17集落で実施
平成29年度 5市町村18集落で実施

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

【 地域振興(特定地域) 】

集落活性化推進事業費補助金補助事業
 (「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)

(事業開始年度：平成20年度)

— 国土交通省国土政策局地方振興課 —

事業の目的・概要

人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的としています。

事業実施主体

- (1) 市町村等
- (2) NPO法人等 (間接補助)

対象地域

- 次のいずれかの地域。
- ① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ② 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯
 - ③ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - ④ 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - ⑤ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された地域

対象事業

廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費に対して補助。
 このほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を施設の再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等についても補助。

補助率

- (1) 市町村等 1/2以内
- (2) NPO法人等 1/3以内 (間接補助)

県内事例

- 平成23年度 延岡市 (平成24年度分に係る実施設計)
- 平成24年度 延岡市
- 平成28年度 都城市 (実施設計・改修1期工事)
- 平成29年度 都城市 (改修2期工事)

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2224
-------	-----------------------------------	------	-------------------

中山間地域産業振興センター運営事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 県 —

事業の目的・概要

人口減少や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷や雇用環境の悪化等、大変厳しい状況にある中山間地域の活性化を促進するため、中山間地域産業振興センターを設置し、コーディネーターによるワンストップ対応窓口において、地域の持つあらゆる資源を活用した多様な産業おこしの取組を支援し、関係機関の連携のもと円滑かつ積極的な産業振興を図る。

事業実施主体

公益財団法人宮崎県産業振興機構（県が委託）

対象事業等

「中山間地域産業振興コーディネーター」が、県内の中山間地域を巡回しながら主として次の支援を行う。

《支援内容》

- 1 地域特産物の開発・販売に係る支援
農林水産物を活用した加工品等の開発及び販路開拓、販路拡大の支援
- 2 地域への経済効果の高い中核拠点施設に対する支援
物産販売所からの新商品開発や改良、運営管理等に関する相談に対応し、必要な支援を行う。
- 3 コミュニティビジネスの支援
中山間でも継続可能なコミュニティビジネスについて、県内及び他県の事例収集するとともに、県内の実施事業者等に対して必要な支援を行う。
- 4 セミナー・個別相談会の開催
商品開発又は販路開拓など、事業者等のニーズを踏まえたテーマを設定したセミナーや、課題解決を支援するための個別相談会等を開催する。

県内事例

平成27年度活動事例

- 1 有機農業とグリーンツーリズムとを繋げた焼酎の開発についての支援（綾町）
- 2 「みつろう」を用いた商品の改良・再商品化についての支援（日之影町）
- 3 食品販売事業者を通じた加工品の販路開拓についての支援（小林市、高原町）
- 4 椎茸生産者と飲食業者とのマッチングについての支援（都城市）
- 5 NPOと竹製品業者との竹活用に関するマッチングについての支援（美郷町）
- 6 中山間セミナーの開催（3回：椎葉村、都農町、都城市）

平成28年度活動事例

- 1 発酵食品の容器改良についての支援（椎葉村）
- 2 乾燥シイタケを用いた加工食品の開発についての支援（高原町）
- 3 竹かごを求める鉄道事業者と竹細工店とマッチングについての支援（西都市）
- 4 美郷町立石地区で栽培されている「いらかぶ」の栽培継続と地元レストランとのマッチングについての支援（美郷町）
- 5 ソース開発のため県内の原料生産業者（ジビエと塩）とのマッチング及び販路開拓についての支援（五ヶ瀬町）
- 6 中山間セミナーの開催（3回：えびの市、日南市、都城市）

平成29年度活動事例

- 1 地元で栽培される野菜「モリンガ」を活用した商品開発の支援（都城市）
- 2 鹿肉の加工品の改良及びパッケージデザインについて支援（えびの市）
- 3 遊休施設の活用や新商品開発及び販路開拓について支援（都城市）
- 4 伝統野菜「いらかぶ」を活用した新商品開発やクラウドファンディング・販路開拓について支援（美郷町）
- 5 イベント企画会社と地元森林組合のマッチング支援（宮崎市・串間市）
- 6 中山間セミナーの開催（3回：小林市、えびの市、小林市）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

離島活性化交付金交付事業

(事業開始年度：平成25年度)

— 国土交通省国土政策局離島振興課 —

事業の目的・概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。

事業実施主体

都道府県、市町村及び民間団体（離島振興対策実施地域）

対象事業等

- 【定住促進事業】
 地域における創意工夫を生かしつつ、産業の活性化及び離島への移住を推進するために必要となる事業
- ・産業活性化事業
 - ①戦略産品開発
 戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等
 - ②輸送支援
 戦略産品の移出に係る海上輸送費支援
 - ・定住誘引事業
 - ①定住情報の提供
 U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供等
 - ②施設整備
 定住情報の提供と併せて実施する人材受入れのための空家改修等
 - ・流通効率化関連施設整備等事業
 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある施設の整備
 - ・その他の定住促進に資する事業
- 【交流促進事業】
 島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる事業。
- ・地域情報の発信
 パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
 - ・交流拡大のための仕掛けづくり
 インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修、交流の場を提供するために必要となるプログラムの作成、先進事例調査等
 - ・交流の実施
 体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート、農林水産業体験事業等
 - ・施設整備（衛生環境改善のためのトイレの改修に限る。新設は対象外。）
- 【安全安心向上事業】
 災害を防除し並びに災害が発生した場合において島民が孤立することを防止し、防災上必要な対策を推進するために必要となる事業
- ・防災機能強化事業
 - ①避難施設の整備、②防災活動拠点の改修等、③避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化、④緊急時物資等輸送施設の整備、⑤災害応急対策施設の整備
 - ・計画策定等事業
 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等

補 助 率

都道府県及び市町村については1 / 2以内。
民間団体については1 / 3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。
ただし、流通効率化関連施設整備等事業については、民間団体であっても、その1 / 2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2225
-------	-----------------------------------	------	-------------------

過疎地域等自立活性化推進交付金事業

(事業開始年度：平成22年度)

— 総務省自治行政局過疎対策室 —

事業の目的・概要

過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するため、過疎市町村や住民団体等が行うソフト事業、過疎地域の集落再編を図るための居住環境の整備並びに過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備を行う取組に対して補助を行う。

事業実施主体

- 1 過疎地域自立活性化推進事業及び過疎地域遊休施設再整備事業については過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等。
- 2 過疎地域集落再編整備事業については、過疎地域市町村。
- 3 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業については、実施要綱第4条の対象地域を有する市町村。

対象事業等

- 1 過疎地域自立活性化推進事業
過疎市町村が行う先進的・独創性・創造性のあるソフト事業のうち、産業振興（スモールビジネス）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進に係る取組を行う際に、要する経費に対して補助。
- 2 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域運営組織等」が取組みを行う際に、要する経費に対して補助。
- 3 過疎地域集落再編整備事業
人口の減少や高齢化の進展に伴い公共サービス確保が困難となる中、集落の移転、地域における定住促進のための団地整備、空き家活用による住宅整備を行う際に、要する経費に対して補助。
 - (1) 集落等移転事業
 - ①集落移転タイプ
 - ②へき地点在住居移転タイプ
 - (2) 定住促進団地整備事業
 - (3) 定住促進空き家活用事業
 - (4) 季節居住団地整備事業
- 4 過疎地域遊休施設再整備事業
過疎地域の家屋、廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設、教育文化施設等を整備する際に、要する経費に対して補助。

補助率

- 1 過疎地域自立活性化推進事業
1, 000万円を上限に交付（H30年度は、事業費800万円以上で募集）
- 2 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
2, 000万円を上限に交付（H30年度は、事業費500万円以上で募集）
- 3 過疎地域集落再編整備事業
補助率1／2以内
- 4 過疎地域遊休施設再整備事業
補助率1／3以内

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

山村活性化支援交付金事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 農林水産省農林振興局中山間地域振興課 —

事業の目的・概要

山村活性化支援対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものであり、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う事業に対して交付金を交付する。

事業実施主体

振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会とする。

対象事業等

- 1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
 - (1) その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等
 - (2) 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査
- 2 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
 - (1) 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等
 - (2) 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等
- 3 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組
 - (1) 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等
 - (2) その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践、ICT やパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等
- 4 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営
- 5 商談会開催後のフォローアップ等

交付率等

- 1 交付率は定額とする。
- 2 各年度の助成額の上限は、1 振興山村当たり 1, 000 万円とする。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

空き家再生等推進事業（旧老朽住宅除却等事業）

（事業開始年度：平成10年度）

－国土交通省住宅局住環境整備室－

事業の目的・概要

不良住宅・空き家住宅の除却及び空き家住宅・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の整備改善や地域活性化の取り組みを支援し、地域コミュニティの維持再生を図ることを目的としたものである。

空き住宅とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

空き建築物とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

事業実施主体

市町村、特別な事情がある場合には、県

対象事業等補助率

- ① 不良住宅又は空き家住宅の除却費（補助率：1／2）
- ② 不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費（補助率：1／2）
- ③ 空き家住宅及び空き建築物の活用費（補助率：1／2）
- ④ 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する経費（補助率：1／3（※かつ地方公共団体が補助する額の1／2以内））
- ⑤ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用（補助率：1／2）
- ⑥ 空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用（補助率：1／2）

補助基準

<対象地域>

【不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業】

- ・ 不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外

【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】

- ・ 産炭等地域又は過疎地域
- ・ 不良住宅又は空き家住宅の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画、都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内

県内事例

事業主体	年度	対象戸数	事業内容
諸塚村	H12	2戸	空屋の古民家を宿泊施設及び体験交流施設に改修整備
串間市	H15	5戸	市営姥ヶ迫、橋之口団地の空き家住宅の除却
山田町	H15	18戸	町営万ヶ塚第1、西柵第1、東谷頭団地の空き家住宅の除却
諸塚村	H23～24	2戸	空き家を改修し、中長期滞在希望者を受け入れる体験交流施設の整備

県主管課名	県土整備部 建築住宅課 (住宅企画担当)	電話番号	26-7196 内線3050
-------	-------------------------	------	-------------------